8　養護老人ホーム（木曽寮）の設置及び管理運営に関すること

主管：木曽寮

経 緯

昭和 38 年度に移転改築により現施設建設後、昭和 48 年度及び 59 年度の増改築で、養護 76 名､短期養護 2 名、計 78 名定員の施設となり、平成 4 年度には定員 32 名の小規模特養施設を併設しました。平成 11 年度からは運営主体を「木曽老人施設組合」から「木曽広域連合」に移管しています。

平成18年度には個人契約型施設として居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所を施設内に開設し、平成 22 年度には特養施設を廃止しました。

施設の老朽化対策として平成 28 年に「木曽寮あり方検討委員会」が設置され、災害対策や生活の質、障がい者と高齢者の共生、運営費用の効率化などについても検討され、その結果から、平成 29 年度に「木曽寮改築の基本方針」、平成 30 年度に「木曽寮移転改築基本構想」が策定され、課題の解決策として施設移転改築及び民間事業者への指定管理移行が決定しました。その構想に沿って令和元年度に「木曽広域連合養護老人ホーム木曽寮移転改築基本計画」が策定され、令和 4 年より新施設の建設が進められています。

現状と課題

1　施設運営関係

(1)　介護保険制度による介護予防の効果、人口減少などにより、長期入所者が減少し、家庭の事情等による短期入所制度の利用が増加しています。このような状況の変化に対し、入所定員確保のための更なる施策が必要です。

(2)　長期入所者については、介護度の上昇が課題となっており、支援員の恒常的な不足が伴って、支援の不足、職員の負担増につながっています。

(3)　国が要求する共生型社会の実現と施設の効率的な運営などを目指して指定管理への移行を確認、現在試行中です。運営主体の指定管理により上記課題等、種々の課題解決となり、なおかつ現在の入所者がストレスなく転居できるよう、体制及び計画実施を進める必要があります。

今後の方針

1　令和 6 年 4 月からの指定管理について、管理条件の設定や運営計画等、今後できる限り具体的な調整を行います。

2　指定管理後の養護に関する施策について、構成町村と指定管理者の調整を行います。

施 策

1　運営主体の移行については、次の通り実施します。

①　継続的運営が可能となる運営計画の検討と、相互の同意による負担の条件決定

②　支援体制の充実

③　転居による入所者負担軽減策、ケアの実施

2　移行後の事業運営支援については、次の通り実施します。

①　施設運営上、制度等に関する課題と、解決するための支援体制構築

②　木曽地域における保護を必要とする高齢者への対応・施策の調整

③　土地・設備管理及び賃貸借事務